

危険物等災害対策編

危険物等災害対策編 目次

第 1 章	災害予防計画.....	750
第 1 節	危険物等関係施設の安全性の確保.....	750
第 2 節	迅速かつ円滑な災害応急対策及び災害復旧への備え.....	754
第 2 章	災害応急対策計画.....	758
第 1 節	発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保.....	758
第 2 節	災害の拡大防止活動.....	759
第 3 節	危険物等の大量流出に対する応急対策.....	765

第1章 災害予防計画

第1 基本方針

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

第1節 危険物等関係施設の安全性の確保

第1 基本方針

危険物等関係施設における災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準の遵守、自主保安体制の強化、保安全管理及び危険物等に関する知識の向上等により、安全性の確保を図る。また、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

第2 主な取組み

危険物等関係施設における安全性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 危険物等関係施設の安全性の確保

(1) 基本方針

[危険物関係]

市内の消防法に定める危険物施設は、製造所、貯蔵所及び取扱所がある。これらの施設は消防法に基づく許可、検査を受けて、位置・構造・設備の技術上の基準に適合するよう設置されている。

また、危険物の貯蔵及び取扱いについては、取扱者制度及び技術基準が定められており、物的・人的両面からの規制が行われている。

危険物による災害の発生を防止するためには、法令の遵守及び立入検査の実施により、施設・設備の安全性の確保を図るとともに、自衛消防組織の設置、定期点検・自主点検の実施及び保安教育の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

[火薬関係]

火薬類取扱施設は、煙火製造所、火薬庫及び庫外貯蔵庫があり、さらに火薬類の消費場所においては、火薬類取扱所及び火工所等がある。

これらの施設は、火薬類取締法に基づき許可を受けて設置されており、保安物件に対する

保安距離及び構造基準等が確保されている。

また、火薬類の取扱いに関しては、資格者及び詳細な技術基準が定められている。

しかし、災害が発生した場合は、爆発等により、周辺住民等に多大な被害を及ぼすおそれがあることから、危害防止体制の確立が必要である。

〔高圧ガス関係〕

高圧ガス関係施設は、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等がある。

これらの施設は、いずれも高圧ガス保安法の規定に基づく技術上の基準によって設計され、学校及び人家等の保安物件に対する保安距離を確保して設置されている。

また、高圧ガスの取扱いについては、高圧ガス製造保安責任者等資格者の選任及び製造、消費の基準等が詳細に定められている。

しかし、災害の発生を防止するために事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。

〔毒物劇物関係〕

市内における毒物及び劇物取締法に基づく、毒物及び劇物の製造業、販売業及び届出を要する業務上取扱者等に対しては、保健所等による監視により災害防止のため、「危害防止規程の策定」等について指導を実施している。

また、届出を要しない毒物劇物業務上取扱者に対しては、実態を把握するとともに立入等により指導を実施しているが、新規取扱者に対する実態把握が難しい状況である。

また、県開催の研修会等により、営業者、業務上取扱者及び関係機関への指導を実施している。

(2) 実施計画

〔危険物関係〕

ア 市が実施する計画

科学実験室等を有する学校、企業及び研究機関など多種類の危険物を保有する施設に対し、危険物収納容器等の転落、落下、破損等による混触発火が生じないように監理徹底を指導する。

イ 松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する計画

(ア) 規制及び指導の強化

- a 危険物施設の設置または変更の許可に当たっては、設置基準に基づき事故の発生防止に十分考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化するものとする。
- b 既設の危険物施設については、施設の管理者等に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図るものとする。
- c 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施するものとする。

- (a) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況
- (b) 危険物施設における貯蔵、取扱、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況
- (イ) 自衛消防組織の整備促進
緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導するものとする。

ウ 県が実施する計画（危機管理部）

- (ア) 市に対し、危険物施設における保安体制の強化及び安全性の向上について指導するものとする。
- (イ) 消防法に定める危険物取扱者に対する保安講習を実施するとともに、危険物施設の管理者等関係者を対象に保安管理技術の向上を図るため、消防機関等関係機関と連携し、講習会、研修会等を実施するものとする。

エ 関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画

- (ア) 危険物施設の定期点検・自主点検を実施し、施設の安全管理に努めるものとする。
- (イ) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等は、研修会等へ積極的に参加し、保安管理技術の向上に努めるものとする。
- (ウ) 緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制を整えるため、自衛消防組織等の自主的な自衛体制を整備するものとする。

[火薬関係]

ア 県が実施する計画（産業労働部）

- (ア) 火薬類取扱施設の管理者等に対し、立入検査及び保安検査を実施し、法令に基づく技術基準の徹底を図るものとする。
- (イ) 火薬類災害防止実験会及び保安教育講習会等において、事故及び盗難防止対策の徹底を図るものとする。

[高圧ガス関係]

ア 県が実施する計画（産業労働部）

- (ア) 液化石油ガス製造施設及び一般高圧ガス製造施設に対する保安検査を年1回実施し、法令で定める技術上の基準に適合するよう要請するものとする。
- (イ) 高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等に対し、立入検査を随時実施し、法令で定める技術上の基準等の遵守についての徹底を図るものとする。
- (ウ) 高圧ガス製造事業者等に対し、下記ウの実施について指導するものとする。

イ 関係機関が実施する計画（高圧ガス協会、指定保安検査機関）

高圧ガス協会長野県冷凍教育検査事務所、同協会長野県C E検査所及び指定保安検査機関は、法令で定められた期間ごとに、該当する高圧ガス施設に対し保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように事業者等を指導するものとする。

ウ 高圧ガス製造事業者等が実施する計画

- (ア) 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定を実施するものとする。
- (イ) 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検により機能を維持するものとする。
- (ウ) 高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装を実施するものとする。
- (エ) ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置を実施するものとする。

[毒物劇物関係]

ア 県が実施する計画（健康福祉部）

- (ア) 営業者及び業務上取扱者に対して、「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸着剤等の配置、防液堤等の設置等を指導するものとする。
- (イ) 災害の発生防止及び発生時に迅速に対応するため、研修会を開催し、関係機関に対して指導を行うものとする。

イ 関係機関が実施する計画（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）

毒物劇物営業者及び業務上取扱者は、毒物劇物取扱責任者等の研修会等へ積極的に参加するものとする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策及び災害復旧への備え

第1 基本方針

危険物等関係施設における災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、迅速かつ円滑に災害応急対策及び災害復旧を実施する必要があるが、そのために平常時から防災関係機関相互の連携及び応急対策用資機材の備蓄等の災害応急体制を整備することが必要である。

第2 主な取組み

- 1 危険物等関係施設における災害応急体制の整備を図る。
- 2 危険物等大量流出時における応急対策用資機材の整備を図る。

第3 計画の内容

- 1 危険物等関係施設における災害応急体制の整備

(1) 基本方針

危険物等関係施設における災害発生時の対応は、それぞれの関係法令において緊急措置の実施及び関係機関への通報等が定められているが、災害の拡大を防止するため、関係機関の連携の強化等保安体制の整備を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア 松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する計画

(ア) 消火資機材等の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備を図るものとする。

(イ) 消防相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、関係機関との連携の強化について指導するものとする。

(ウ) 県警察との連携

消防法で定める危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図るものとする。

イ 県が実施する計画

(ア) 危機管理部が実施する計画

市に対し、危険物施設における災害応急体制の整備について指導するものとする。

(イ) 警察本部が実施する計画

関係機関と連携を図り、危険物施設の実態を把握するとともに、災害発生時における市民の避難誘導方法等について指導するものとする。

ウ 関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定を締結する等、関係機関との連携を強化するものとする。

[火薬関係]

ア 県が実施する計画

(ア) 産業労働部が実施する計画

災害時の緊急体制等の整備について、火薬類取扱施設の管理者等に対し、下記のイに掲げる事項の指導徹底を図るものとする。

(イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、火薬類取扱施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導するものとする。

イ 火薬類取扱施設の管理者が実施する計画

(ア) 自主保安体制の整備

災害時における従業員の任務を明確にするとともに、社内防災訓練を行うよう努めるものとする。

(イ) 緊急連絡体制の整備

行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備するとともに、緊急時の応援体制の確立に努めるものとする。

[高圧ガス関係]

ア 県が実施する計画

(ア) 産業労働部が実施する計画

a 長野県高圧ガス地域防災協議会に対し、高圧ガス事業所及び高圧ガスの移動等における災害の発生または拡大を防止するために、一層の防災体制の充実を図るよう要請するものとする。

b 高圧ガス製造施設等に対し、災害時における従業員の任務を明確にし、緊急時の措置及び連絡体制について整備を図るよう指導するものとする。

また、災害防止訓練の実施を推進するものとする。

c 災害の拡大を防止するため、消防、警察及びその他関係機関への応援体制の確立を図るものとする。

d 災害発生状況を把握するため、地域振興局等への空気呼吸器の配備などの現地確認体制の整備を図るものとする。

e 災害時における応急供給体制を確立するよう指導するものとする。

f 事業者間をわたる協力体制を整備するよう長野県高圧ガス団体協議会に対し依頼するものとする。

(イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、高圧ガス施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導するものとする。

イ 関係機関が実施する計画（高圧ガス協会、指定保安検査機関）

高圧ガス協会長野県冷凍教育検査事務所、同協会長野県C E検査所及び指定保安検査機関は、法令で定められた期間ごとに、該当する高圧ガス施設に対し、保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように事業者等を指導するものとする。

ウ 高圧ガス製造事業者等が実施する計画

警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制を確立するものとする。

〔毒物劇物関係〕

ア 県が実施する計画

(ア) 健康福祉部が実施する計画

- a 災害発生緊急通報システムを作成するものとする。
- b 中毒事故発生時における治療情報等の提供を行うものとする。
- c 災害発生状況を把握するため、保健所等に空気呼吸器などを配備するとともに体制整備を図るものとする。

(イ) 警察本部が実施する計画

毒物、劇物保管貯蔵施設の所在地、名称及び危険物の種類・貯蔵量についての情報連絡体制を確立し、施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導するものとする。

イ 関係機関が実施する計画（長野県医薬品卸協同組合）

緊急時の処理剤の確保体制の整備を図るものとする。

2 危険物等の大量流出時における防除体制の整備

(1) 基本方針

危険物等の河川への大量流出に備えて、防除資機材の整備等が行われているが、迅速かつ円滑な防除活動を実施するため、活動体制の整備を一層推進する必要がある。

ア 松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する計画

- (ア) 危険物施設の管理者等に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄促進について指導するものとする。
- (イ) 消防法で定める危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図るものとする。

イ 県が実施する計画

- (ア) 行政機関、警察署、消防署等の関係機関との連絡体制の整備や、災害応急体制の整備について事業者等に対して指導するものとする。（危機管理部、健康福祉部）
- (イ) 毒物劇物事故処理剤の備蓄品目・数量について、各種災害に対応できる適正備蓄数量であるかを随時検討し、必要に応じて備蓄品目・数量について充実を図るとともに、備蓄場所の整備、備蓄品目の充実のため、財政的支援を行うものとする。（健康福祉部）
- (ウ) オイルフェンス等油防除資機材の整備状況を調査し、消防、警察等の関係機関に対する情報提供を行うものとする。（危機管理部）

- ウ 関係機関が実施する計画（河川管理者、水道事業者、危険物等施設の管理者）
- (ア) 危険物等の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄を図るものとする。
 - (イ) 関係機関が相互に協力して対策を実施できるよう、緊急時の連絡体制を構築するものとする。
 - (ウ) 給水車、給水タンク及び水道事業者相互の水道連結管の整備促進を図るとともに、他の事業者等との相互応援体制を整備するものとする。（水道事業者）

第2章 災害応急対策計画

第1 基本方針

本章では、危険物等による災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、危険物等災害に特有のものについて定める。

また、道路におけるタンクローリー等の横転事故に対する対応についても、別に定める交通規制等の活動を除いて、本章の各節に定めるところによる。

第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 基本方針

危険物等による大規模な事故が発生した場合、被害状況及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であるため、関係機関は効果的な通信手段・機材を用いて、情報の収集・連絡を迅速に行うことが必要である。

第2 主な活動

効果的な応急対策を実施するため、災害情報の収集・連絡を迅速に行う。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・連絡活動

(1) 基本方針

危険物等による大規模な事故が発生した場合、効果的に応急対策を実施するため、情報の収集・連絡を迅速に行う。

(2) 実施計画

ア 市が実施する対策

人的被害の状況、火災発生状況等の情報を収集し、概括的情報を含め、県に連絡する。

イ 県が実施する対策

(ア) 危険物等による大規模な事故が発生し、事業者、市等からの連絡を受けた場合、それぞれの危険物の取扱規制担当省庁へ連絡するものとするものとする。

(イ) 危険物等の取扱規制担当省庁から情報を受けた場合、これを市へ連絡するものとする。

(ウ) 市等からの情報収集を行うとともに、必要に応じて情報収集チームを派遣する等の活動を行うものとする。

ウ 事業者が実施する対策

危険物等による大規模な事故が発生した場合、それぞれの危険物に応じて県の関係部局、警察署、消防署等に連絡するものとする。

第2節 災害の拡大防止活動

第1 基本方針

危険物等施設に災害が発生した場合、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあつては、的確な応急点検及び応急措置等を速やかに実施し、災害の拡大の防止を図るものとする。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害拡大防止及び被害の軽減を図るものとする。

第2 主な活動

危険物等災害時の被害拡大防止のため、危険物等の種類に応じた応急対策を実施する。

第3 活動の内容

1 危険物等施設における災害拡大防止応急対策

(1) 基本方針

[危険物関係]

危険物等施設の災害時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生等被害の拡大防止のため応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

[火薬関係]

火薬類取扱施設の災害時には、火薬類の誘爆あるいは火薬庫の倒壊等による火薬類の盗難・紛失などによる被害拡大の二次災害の危険性が高い。

このため、発災時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

[高圧ガス関係]

高圧ガス製造施設等における災害時には、火災、爆発、漏洩等による周辺住民に対し大きな被害を与えるおそれがある。

災害による被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺住民に対する危害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する必要がある。

[毒物劇物関係]

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管貯蔵施設等で、毒物劇物が飛散し、漏れ、流出、または地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生した場合は、直ちに的確な情報を保健所・警察署または消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

また、県は、事故発生時に緊急に必要とされる中和剤、吸着剤等の速やかな供給を行う。

[タンクローリー等の横転事故関係]

道路におけるタンクローリー等の横転事故等により危険物等が漏洩した場合は、道路管理

者、警察本部等は、交通規制等を実施するほか、その他の活動については、第2章の各節において定めたところにより実施する。

(2) 実施計画

〔危険物関係〕

ア 市が実施する対策

危険物施設において災害が発生した場合における連絡体制を確立する。

イ 松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該所管区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じるものとする。

(イ) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生した場合における連絡体制を確立するものとする。

(ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう下記エに掲げる項目について指導するものとする。

ウ 県が実施する対策

(ア) 緊急時における指示及び応援要請（危機管理部）

危険物施設において火災等が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行うものとする。

(イ) 避難誘導措置等（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止するものとする。

また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請するものとする。

エ 関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止または制限をするものとする。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

(ウ) 危険物施設における災害拡大防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害

発生に備えた措置も合わせて講じるものとする。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。

(オ) 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。

(カ) 従業員及び周辺住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺住民の安全確保のための措置を行うものとする。

[火薬関係]

ア 県が実施する対策

(ア) 知事は、災害拡大防止のため緊急の必要があると認められるときは、火薬類取扱施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一時停止を命ずるものとする。(産業労働部)

(イ) 下記のイの応急対策について、火薬類取扱施設の管理者等に対して指導徹底を図るものとする。(産業労働部)

(ウ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止するものとする。

また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請するものとする。(警察本部)

イ 火薬類取扱施設の管理者が実施する対策

(ア) 保管または貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置するものとする。

搬出が危険な場合または搬出の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等に沈めるものとする。

(イ) 搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓を目塗り等で完全に密閉し、木部は防火措置を講じ、関係機関の協力を得て、爆発により被害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置を講じ、危険区域内の市民を避難させるものとする。

[高圧ガス関係]

ア 県が実施する対策

(ア) 下記イの応急対策について、高圧ガス製造事業者等に対して指導徹底を図るものとする。

る。(産業労働部)

- (イ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止するものとする。

また、移動可能な容器等を他の施設に移動するよう、関係者等に要請するものとする。

(警察本部)

イ 高圧ガス製造事業者等が実施する対策

- (ア) 施設の保安責任者は、災害が発生した場合は、高圧ガス取締法に基づく応急の措置をとるとともに、警察署及び消防機関に通報するものとする。
- (イ) 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止、施設の応急点検と出火防止の措置をとるものとする。
- (ウ) 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、または放出し、この作業に必要な作業員のほかは退避させるものとする。
- (エ) 貯蔵所または充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移すものとする。
- (オ) 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には、状況を的確に把握し、初期消火に努めるものとする。
- (カ) 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気取扱を禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては、風向きを考慮し人命の安全を図るものとする。
- (キ) 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請するものとする。

[毒物・劇物関係]

ア 市が実施する対策

- (ア) 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。
- (イ) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

イ 松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策

中和剤、吸着剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行うものとする。

ウ 県が実施する対策

- (ア) 飛散し、漏れ、流れ出、または地下に浸透した毒物・劇物の種類、量等を確認するものとする。(健康福祉部)
- (イ) 警察署、消防機関と連携して、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止に必要な措置、危険区域の設定、立入禁止の措置及び中毒防止方法の広報を行うものとする。(健康福祉部)
- (ウ) 飲料水汚染のおそれのある場合、市等へ連絡するものとする。(環境部)
- (エ) 中和剤、吸着剤の速やかな供給を図るものとする。(健康福祉部)

- (オ) 応急対策実施に関する関係情報の提供を行うものとする。(健康福祉部)
- (カ) 災害発生時に速やかに緊急点検活動が実施できるように毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施するものとする。(健康福祉部)
- (キ) 応急点検等の結果、二次災害の危険がある場合には、応急対策について指導の徹底を図るものとする。(健康福祉部)
- (ク) 毒物劇物取扱施設において災害が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行うものとする。(健康福祉部)
- (ケ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止するものとする。(警察本部)

エ 営業者及び業務上取扱者が実施する対策

- (ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検
貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努めるものとする。
- (イ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害拡大防止措置
毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置を行い、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するものとする。
- (ウ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等
 - a 応急措置及び関係機関への通報
毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸着剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに、保健福祉事務所、警察署または消防機関へ連絡するものとする。
 - b 従業員及び周辺住民に対する措置
保健福祉事務所、警察署、消防機関及び市と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺住民の安全確保のための措置を行うものとする。

オ 水道事業者等が実施する対策

取水箇所に異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開するものとする。

[タンクローリー等の横転事故関係]

ア 県が実施する対策

- (ア) パトロール等による情報、発見者の通報等をもとに、二次災害を防ぐための交通規制、迂回路の設定等の応急活動を実施するものとする。
災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行うものとする。(建設部、道路公社、警察本部)
- (イ) 迅速に立入禁止区域を設定するとともに、通行者、通行車両等に対する交通規制及び

避難誘導を的確に行うものとする。

また、二次災害の防止及び緊急交通路を確保する必要があると認められる場合は、災害対策基本法第76条の規定に基づき、被災地域の範囲を区域とし、あるいは通行可能な緊急規制対象道路の区間を緊急交通路として指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限するものとする。（警察本部）

[共通事項]

ア 市が実施する対策

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発等により、負傷者等が発生した場合は、震災対策編第3章第6節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより、救助・救急活動等を実施する。

イ 県が実施する対策

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発等により、負傷者等が発生した場合は、県地域防災計画風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより、救助・救急活動等を実施するものとする。

第3節 危険物等の大量流出に対する応急対策

第1 基本方針

危険物等が河川等に大量流出した場合、周辺住民への健康被害を与えるおそれがあるため、市、県及び関係機関は、密接に連携をとりつつ、適切な応急対策を迅速に実施し、被害の拡大防止を図るものとする。

第2 主な活動

危険物等の除去及び環境モニタリングを実施する。

第3 活動の内容

1 危険物等大量流出時における応急対策

(1) 基本方針

危険物等が河川等に大量流出した場合、危険物等の除去及び環境モニタリングを実施し、周辺住民への影響を最小限に抑えるものとする。

また、その際、水質汚濁対策連絡協議会等既存の組織を有効に活用し、迅速に対応するものとする。

(2) 実施計画

ア 市が実施する対策

- (ア) オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を行う。
- (イ) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行うとともに、給水活動等必要な措置を行う。
- (ウ) 震災対策編第3章第26節「災害広報活動」に定めるところにより、各種問い合わせ等に対応した広報活動を実施する。
- (エ) 環境モニタリングを行う。

イ 県が実施する対策（危機管理部、健康福祉部、環境部）

- (ア) 流出した危険物等の種類、量等を確認するものとする。
- (イ) 環境モニタリングを実施するものとする。
- (ウ) 飲料水汚染のおそれのある場合、市等へ連絡するものとする。（環境部）
- (エ) 毒物劇物の中和剤、吸着剤の速やかな供給を図るものとする。（健康福祉部）

ウ 関係機関が実施する対策（河川管理者、水道事業者、危険物等施設の管理者等）

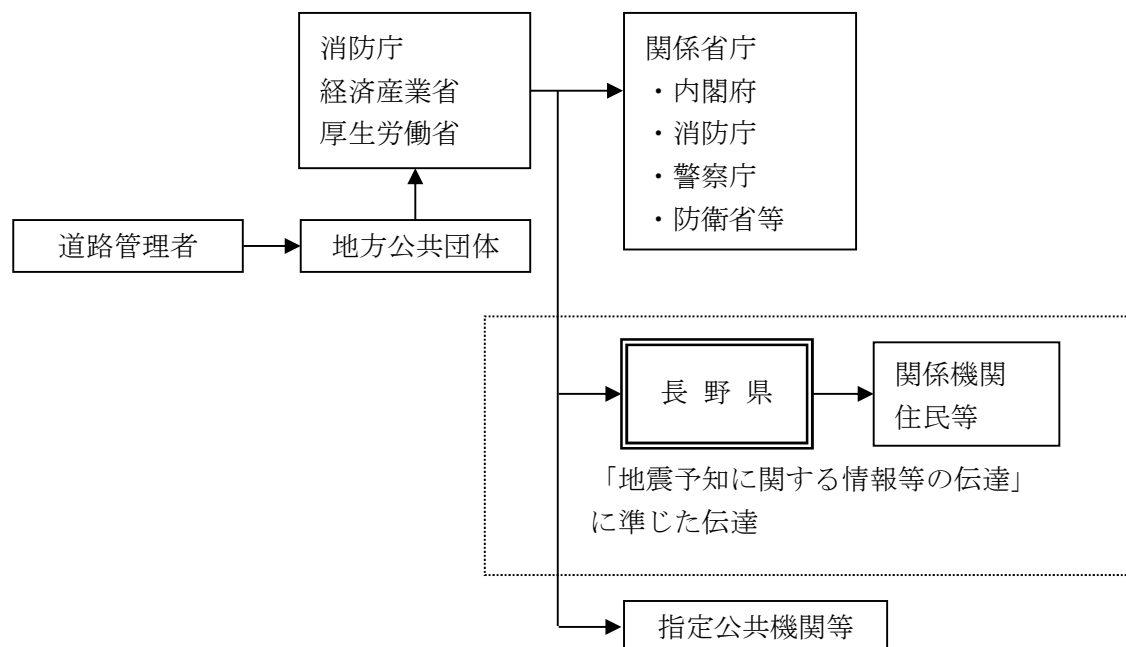
- (ア) 危険物等の流出が発生したときは、オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。（河川管理者、危険物等施設の管理者等）
- (イ) 危険物等の流出の事態が発生させた場合または発見した場合は、速やかに消防、警察、

保健福祉事務所等関係機関に通報するものとする。(危険物等施設の管理者等)

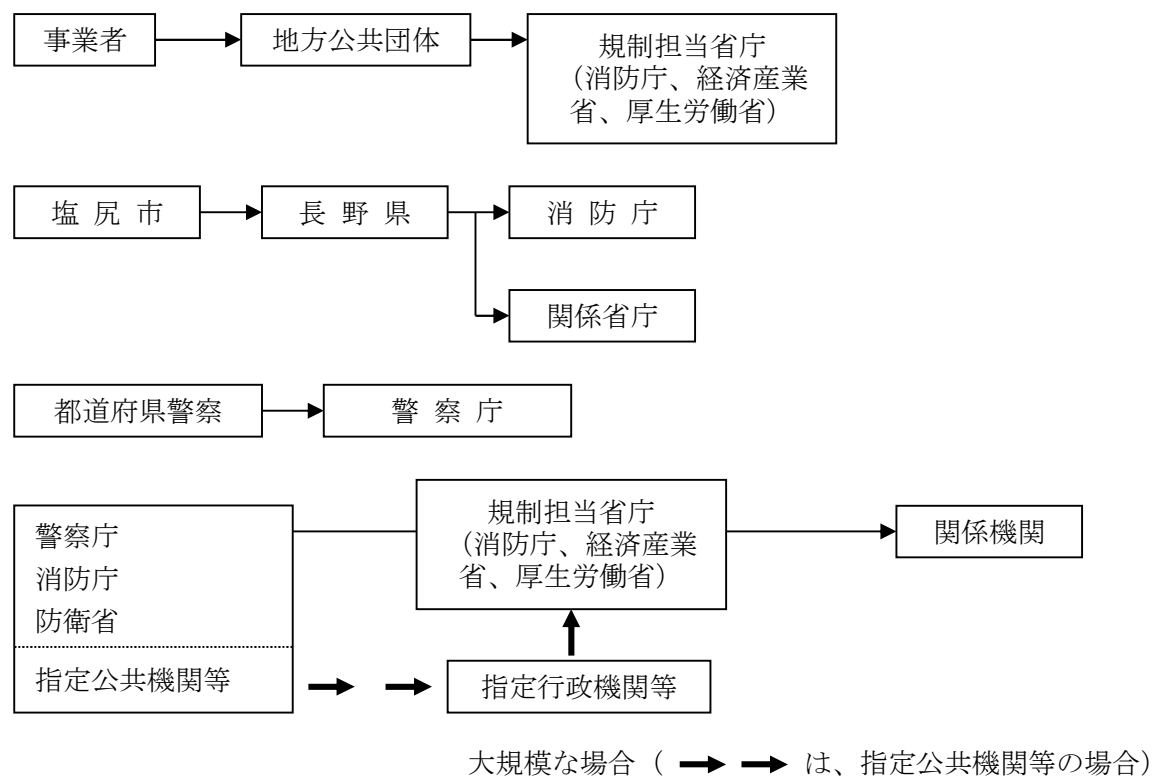
- (ウ) 取水箇所に異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開するものとする。(水道事業者)

危険物災害における連絡体制

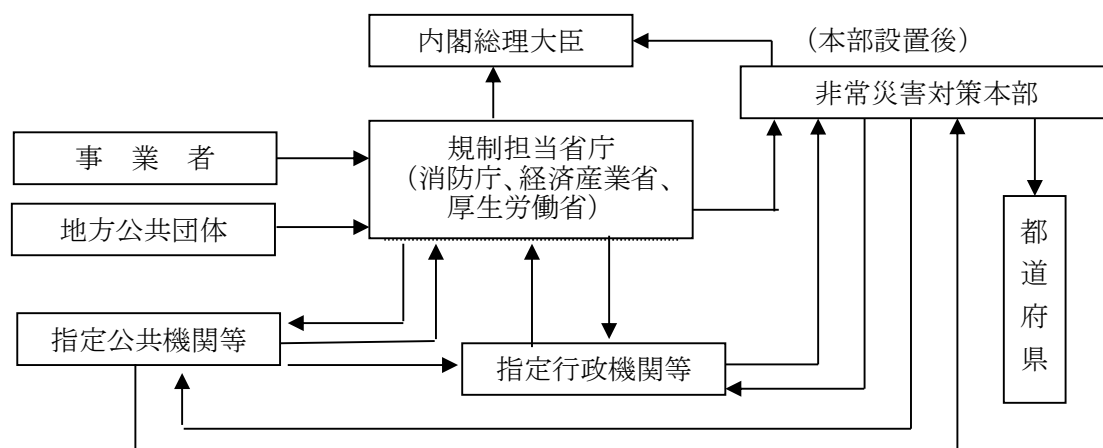
(1) 危険物等事故情報の連絡



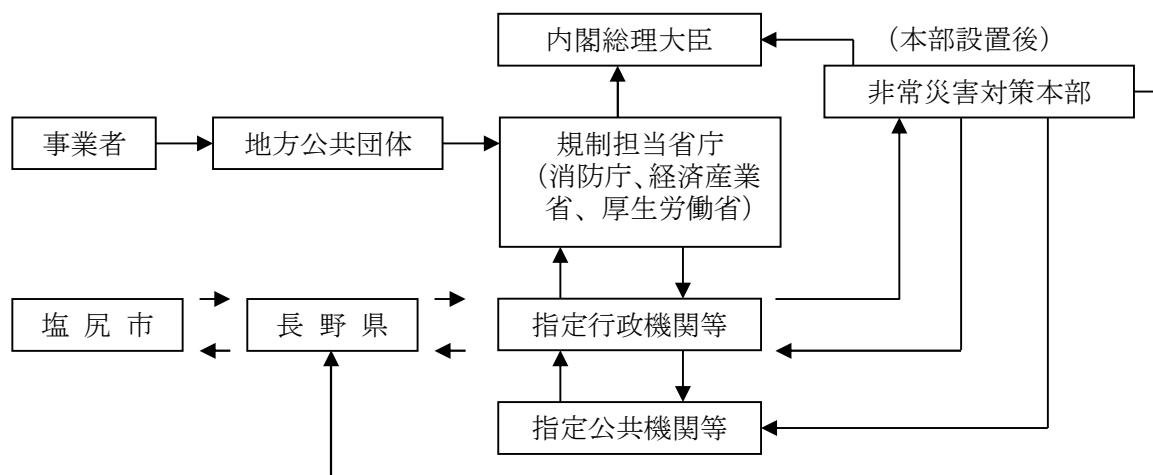
(2) 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、塩尻市地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や県との連絡体制まで含めた体制の概要を図示したものである。